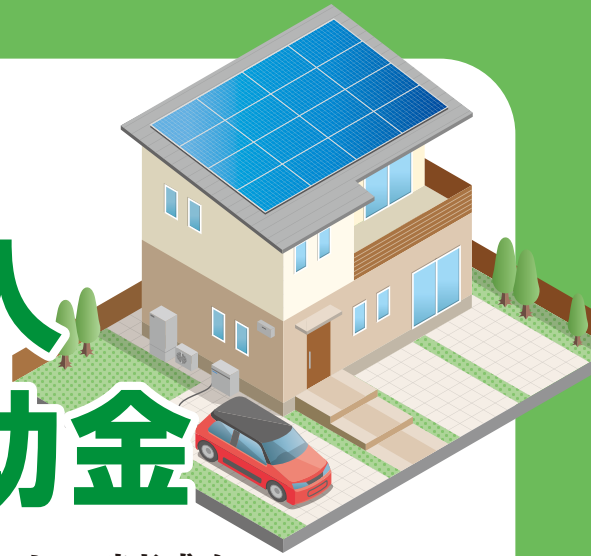


令和7年

再エネ設備導入 支援事業費補助金



光熱費の高騰による家庭のエネルギーコストの削減を
推進するため太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援します！

太陽光発電
設備

1kW
あたり

3万円

(上限27万円)

蓄電池

1台
あたり

25万円

(定額)

募集期間

令和7年

4月7日 月 10時

令和7年

11月28日 金 19時

必着

※予算に達し次第、受付を終了します。

補助対象者

次のいずれも該当する個人

- ① 山梨県内に居住する者
- ② 県税の滞納がない者
- ③ 山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象事業

補助対象設備を県内の※既存住宅に導入する次に掲げる事業

- ① 太陽光発電設備を購入により設置する事業
- ② 既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業
- ③ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業

※既存住宅：建設工事完了の日から起算して1年を経過した建築物。(過去に補助金を受けた方は、一部制限があります)



山梨県

YAMANASHI



補助対象期間

交付決定日以降に補助対象設備に係る契約等を行い、
令和8年2月13日までに設置を完了するもの。



補助対象設備

太陽光発電設備

- ① 未使用品であること
- ② 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること
- ③ 発電した電気の一部または全部を補助対象者の居住する住宅において使用すること
- ④ 発電出力が10kW未満であること

蓄電池

- ① 未使用品であること
- ② 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること
- ③ 太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること
- ④ 蓄電容量が4kWh以上であること
- ⑤ 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの



補助対象設備の設置場所

補助対象者が居住する山梨県内の既存住宅。

太陽光発電設備について、当該住宅の屋根上に設置する。

ただし、やむを得ない理由で当該住宅の屋根上に設置できない場合は
知事の上承を得た上で、その敷地内に所在する建築物に設置することができる。



書類提出先・提出方法

〒400-0058 甲府市宮原町608-1 (株)サンニチ印刷BPOセンター内
郵便または持参【持ち込みの場合の受付時間10時～19時】（日・祝日を除く）



MAP



申請書類

交付申請書※1

補助金交付要綱別表第3に記載の添付書類※2

※申請書、添付書類は各2部提出が必要です。

※ 1

補助金交付申請書(様式第1号)の添付書類

01 補助対象事業等の要件の確認表

02 チェックリスト

03 住民票の写し(発行日が申請日より前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの)

04 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者でないことの誓約書(様式第1号の2)

05 県税の納税証明書(未納のない証明書)(証明日が申請日より前3箇月以内のもの)

06 補助対象設備の導入場所の写真

07 補助対象設備の仕様書

08 補助対象設備の見積書

09 設備導入の同意書※

10 その他知事が必要と認める書類

※申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有が異なる場合提出すること。

※ 2

補助金交付申請書(様式第1号)の添付書類

- 01 補助対象事業等の要件の確認表
 - 02 チェックリスト
 - 03 住民票の写し(発行日が申請日より前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの)
 - 04 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者でないことの誓約書(様式第1号の2)
 - 05 県税の納税証明書(未納のない証明書)(証明日が申請日より前3箇月以内のもの)
 - 06 補助対象設備の導入場所の写真
 - 07 補助対象設備の仕様書
 - 08 補助対象設備の見積書
 - 09 設備導入の同意書※
 - 10 その他知事が必要と認める書類
- ※申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有が異なる場合提出すること。

補助金の
問い合わせ先

やまなし再エネ補助金事務局

TEL. 050-5784-5561

受付時間 10時～19時(日・祝日を除く)

詳細は山梨県ホームページをご覧ください。
各種様式や制度の詳細を掲載しています。

